

ムダ削減

で

利益UP



デジタル導入を応援します



栗東市中小企業者等 物価高騰対策 デジタル化促進 補助金

物価高騰や賃上げ等の影響を受ける**市内の中小企業者等**に対し、
デジタル化による生産性の向上の取り組みを支援するための補助金の交付を実施します。

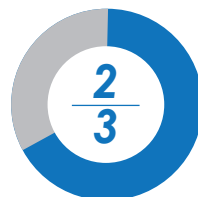
補助金額

補助上限額

20万円

※交付は予算の範囲内

最大補助率



詳細は
栗東市HPに掲載される
申請要項等で
ご確認下さい



対象経費

ソフトウェア・システム導入費などや、
デジタル化に伴う機器購入費

※汎用性の高いパソコンなどの機器購入に
ついてはソフトウェア・システム導入費等と
合わせての申請であること等の要件あり

申請受付期間

令和7年

7/1^火

令和8年

1/30^金

直接、または郵送で問合せ先へ

※郵送は当日消印有効

※期間内でも予算に達し次第、受付終了させていただきます

栗東市商工会

栗東市中小企業者等物価高騰対策デジタル化促進補助金事務局

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263

受付時間

平日9:00~17:00

土日祝日及び12/29~1/3は除く

申請・問合せ先

補助対象経費

- 補助金の交付対象となる経費は下記の表に定める経費とします。

区分	補助対象経費
ソフトウェア・システム導入費	ソフトウェア・システムの導入費、リース料、レンタル料又は保守費用 ※リース料、レンタル料及び保守費用に関しては補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払いできる期間分(最大1年分)
サービス利用費	クラウドサービスの利用に関する費用 ※利用に関する費用は、補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払いができる期間分(最大1年分)
委託費	補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託若しくは外注するために支払われる経費又は機器やソフトウェアの開発、改良等を委託する費用
機器購入費	パソコン、スマートフォン、タブレット若しくはプリンタ等の購入費、リース料、レンタル料又は保守費用 ※リース料、レンタル料及び保守費用に関しては補助対象期間分の費用又は補助対象期間内に一括で支払いできる期間分(最大1年分)

- 消費税及び地方消費税は、補助対象外とします。

補助金額

- 補助金額は、下記の表の補助対象経費の区分ごとに要した費用の額に補助率(3分の2)を乗じて得た額とし、区分ごとに規定する基準限度額(機器購入費と機器購入費以外を合算する場合は合計限度額とする。)を限度とします。

補助対象経費	補助率	基準限度額	合計限度額
経費区分:機器購入費(汎用性の高い機器)	3分の2	15万円	20万円
経費区分:上記以外		20万円	

- 機器購入費に関して、パソコン、スマートフォン等の汎用性の高い機器については、ソフトウェア・システム導入費、サービス利用費及び委託費とあわせて申請するものであり、その対象事業を遂行するために必要な場合に限り補助対象とし、基準限度額は15万円とします。ソフトウェアと一体となっているPOSレジシステム等の使用用途が限られている機器については、基準限度額を20万円とします。
- 補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

計算例

費用名	①ソフトウェア・システム導入費	②機器購入費:パソコン	③機器購入費:タブレット
実費	90,000円 (消費税込み 99,000円)	195,000円 (消費税込み 214,500円)	90,000円 (消費税込み 99,000円)
補助金額	90,000円×2/3= 60,000円	(195,000円+90,000円)×2/3= 190,000円 →機器購入費(汎用性の高い機器)の基準限度額(150,000円)を超えるため、 150,000円 。	

※①60,000円+②、③150,000円(基準限度額)=210,000円→合計限度額(200,000円)を超えるため、200,000円が補助金申請額となる。

補助対象経費 ①90,000円+②195,000円+③90,000円=**375,000円**

補助金申請額 **200,000円**

申請方法(郵送申請)

必要添付書類をご準備ください。
申請兼請求書は、栗東市HP又は商工観光労政課及び栗東市商工会窓口にて入手できます。



提出書類を全て、事務局に郵送してください。

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25
栗東市商工会
物価高騰対策デジタル化促進補助金事務局 宛
令和7年7月1日(火)～令和8年1月30日(金)
当日消印有効

事務局の審査にて、不備等があればご担当者までご連絡します。

※事務局の指定した期日までに申請の不備を解消できない時は、申請を取り下げたものとみなします。



※郵送はレターパックや簡易書留、特定記録郵便など、記録の残る方法で送付してください。なお、送料は申請者負担となります。